

## 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

日時：令和3年8月17日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 配布資料

#### 〔議事資料〕

#### 議事（2） 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

- ・令和2年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和2年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

#### 議事（3） 各第二種特定鳥獣管理計画の達成状況及び次期計画の策定方針（案）

#### 議事（4） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）

#### 〔参考資料〕

#### 資料1 第二種特定鳥獣に関する各種データ

### 1 開会

（オンラインで参加している委員もいることから委員紹介は省略し、佐々木自然保護課長が挨拶を行った。）

### 2 挨拶（佐々木自然保護課長）

### 3 委員長等選出について

#### （1）委員長・副委員長選出について

委員長及び副委員長選出については、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第3条第1項の規定により委員の互選によることから、推薦等について諮ったところ、早坂委員から土屋委員を委員長に、阿部育子委員を副委員長に推薦する旨の発言があり、満場一致で承認された。

#### （2）挨拶（土屋委員長）

本日はお忙しい中出席頂き、感謝申し上げます。

本委員会は、第二種特定鳥獣のイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びニホンザルの4種についての保護管理について検討・評価する委員会となっている。

今回は、令和2年度の実績を踏まえて、令和3年度あるいはその後の計画について検討していただくことになる。

限られた時間での審議となるが、皆さんの貴重なご意見を伺い、より良い計画にしたいと考えているので、ご協力をよろしく願います。

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員17名中17名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：(以降の進行について、土屋委員長にお願いする。)

#### 4 協議事項

##### 議事(1) 各部会委員等の指名について

委員長：それでは、ニホンザル部会、イノシシ部会、ニホンジカ部会及びツキノワグマ部会に属すべき委員と部会委員、各部会の部会長及び副部会長を指名する。

ニホンザル部会については、当委員会の委員からは石巻専修大学工学部准教授の辻大和さんを指名する。また、部会委員については、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には、渡邊邦夫さん、副部会長には伊澤紘生さんを指名する。

イノシシ部会については、当委員会の委員からは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門上級研究員の平田滋樹さんを指名する。また、部会委員につきましては、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には平田滋樹さん、副部会長には山本麻希さんを指名する。

ニホンジカ部会については、当委員会からの委員として一般社団法人サスティナビリティセンター野生動物管理専門員の相澤あゆみさん、私、土屋を指名する。また、部会委員につきましては、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には私、土屋、副部会長には南正人さんを指名する。

ツキノワグマ部会については、当委員会からの委員として私、土屋を指名する。

また、部会委員については、お手元の名簿の委員が知事から任命されている。

なお、部会長には青井俊樹さん、副部会長には私、土屋を指名する。

##### 議事(2) 令和2年度第二種特定鳥獣管理事業の実績について

委員長：次に議事(2)の令和2年度各第二種特定鳥獣管理事業の実績について審議する。まず、イノシシ管理事業について事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

平田委員：幾つか意見と質問をしたい。

まず、計画の目標設定について。過去3年間の平均値を取るというのは、当面はこれで大丈夫かと思うのだが、被害額が上昇すると平均も上がってしまい減少幅が下がってしまうので、いずれは基準年あるいは基準金額といったものを決めることを検討頂きたい。

その際、捕獲数についても、市町村と連携しながら捕獲を実施しているということなので、被害額に関しても市町村や捕獲の主体となっている猟友会とも協議しながら検討頂ければと思う。

2点目だが、市町村毎の詳しい対策状況、実施状況や成果を記載しているが、これは全国的な特定計画でも同様の傾向が見られるが、皆さんやっていることは個体数調整、被害管理及び生息環境管理の3点で、増えているところも減っているところも、両方とも同じようなことが書かれている。

一部の市町村では、残渣をエサにすると特徴的なことを記載しているところもあるが、同じ内容の施策を実施していても増えている市町村や減っている市町村があるので、何故増えたのか、或いは減っ

たのかといったあたりをもう少し記載して頂くか、今後の事業実施の方法について詳細に検討して頂きたい。

3点目は、研修会等の開催について。

研修会や講習会の開催について記載があるが、この開催そのものが目的になっているのではという誤解が生じかねないので、可能であれば何人を育成したとか、それによって従事者が何人増加したとか、もう少し細やかに記載して頂ければと思う。

あと2点だけ。

生息頭数の推定に関して精度を上げるという記載があり、令和3年度は新たにRESTモデルを導入されたとのことだが、精度を上げてどうするのか、精度が上がったことによって捕獲をどう強化するのか、どのように目標頭数を設定するのかという部分がなければ、精度を上げるだけで予算やマンパワーを使ってしまうので、精度をどこまで上げればいいのかということを検討頂きたい。

また、捕獲頭数だけではなくてその質、例えば成獣を捕まえているのかどうか、どのあたりで増加しているのかどうかなど、そのあたりまで御検討をお願いします。

最後になるが、防疫措置や資源活用について。

宮城県では放射性物質の問題が大きくあって狩猟者に対しても大きな影響を与えていると感じている。その他、宮城県でも豚熱の発生が確認されたほか、人畜共通感染症の問題もあるので、そういうものへの防疫措置についても御検討頂きたい。

事務局：まず農作物被害については、3ヶ年平均というのが今の管理計画の目標値になっているが、委員から御指摘があったとおり、例えば農業被害が増加傾向にあった場合や突発的に被害が大きくなった場合に、その値に引っ張られてしまって、管理目標値が下がっていかないという状況にある。そのため、議事(3)でも改めてご説明させて頂くが、この目標値については基準年や目標金額といったものを設ける形にすることを検討している。

捕獲数についても、現管理計画では年間5,600頭という目標値があり、それは平成28年度の時点でのシミュレーションに基づけば、このぐらい捕獲すればイノシシは減少するはずであったのだが、実際にはそうになっていないという現状があるので、捕獲数も実態に合わせて毎年度見直しを図っていくということを、次期計画では検討している。

研修会等の開催については、以前から委員の方々から御指摘を頂いた中で、何回開催したといったような部分はなるべく記載してもらおうようにしているが、更にもう少し詳しく記載できるよう、関係各課と調整して、参加人数等の記載の充実を図っていきたい。

生息数の推定精度の件については先ほどの捕獲数とも密接に関わってくるのだが、現在実施しているRESTモデルによってより精度の高い推定生息数を新たに算出し、それに基づいて目標頭数を設定して捕獲を実施すれば、現在のように、捕獲目標どおり或いは捕獲目標以上に捕獲しているのにイノシシは全く減っていかないという結果にならないのではという期待があり、そういった点でより確からしい推定精度を求めている。

捕獲の詳細については、指定管理鳥獣捕獲等事業については、捕獲した日時、場所、体長、体重、性別の個体情報のほか、わなの設置記録や銃猟の出猟日報などを全て記録している。

狩猟についても出猟カレンダーの提出を求めており、全ての狩猟者が出してくれるわけではないが、狩猟についてもデータは集めている。

ただ、一番捕獲割合が大きい有害鳥獣捕獲については、捕獲日時や5kmメッシュ単位での捕獲場所は記録してもらっているが、わなの設置基数も記録してCPU EやSPUEを算出するところまでには至っていない。ただ、次期管理計画の策定に併せて、御理解・御協力を頂いた市町村からでも徐々に出猟カレンダーの提出もお願いできればと考えている。

最後の防疫についてだが、現在は当県にも豚熱が発生してしまったということでそちらに関心が向い

ているが、それ以外にも生肉の扱いやE型肝炎などの感染症のリスクもあることから、そのあたりについてもガイドライン等を見ながら記載について検討していきたい。

委員長：平田委員はこの回答でよろしいか。

平田委員：一点だけ。詳細なデータを集めるのはいいのだが、それに捕獲の労力が割かれてしまうのも好ましいことではないので、指定管理鳥獣捕獲等事業など、できるところでかまわない。全部の捕獲のデータを綿密に取りなさいということではないので、充分御回答頂けたと感じている。

委員長：では、イノシシについては質疑を終了し、原案のとおり、後日開催予定のイノシシ部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：では、続いてニホンジカについて事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：ニホンジカについて、質問や確認事項はあるか。では、私から。  
捕獲数が急増しているが、この理由や原因については何か解析はしているか。

事務局：市町村単位で見ると、石巻市の捕獲数の増加が非常に大きい。では、何故石巻市がこんなに増えたのかということまでは解析できていないが、ニホンジカ管理計画書の14ページに石巻市の令和2年度実績が記載されている。

その一番右側の評価の評価欄に「くくりわな技術の向上」という記載があり、石巻市内の猟友会の支部でくくりわなの技術向上研修会や勉強会を行ったと聞いている。石巻市でのニホンジカの捕獲はこれまで銃猟が主流であったが、くくりわなの捕獲に本格的に取り組んだ効果があったのが一つの要因かと考えている。

また、その下段にある許可捕獲の従事者、令和元年度は39名だったものが令和2年度には54名ということで15名ほど増加している。

これらの取組で一気に千数百頭増えるかということと一概にこれだけとは言えないと思うが、くくりわなによる捕獲技術の向上と捕獲体制の強化、そういったものが要因として挙げられるのではないか。

委員長：他に何かあるか。

辻委員：ニホンジカが个体数を増やしてそのことによって土壌が流出するなどといった、環境へ与える影響についての調査、そういった視点というのは、今のところ県としては行っていないのか。

他地域だと、例えばニホンジカが増えすぎてしまって下層植生がなくなり、雨が降るとかなり土砂崩れが発生するなど、そういう現状も報告されているが、今の宮城県も同様ではないかと思っている。

事務局：森林の衰退状況や林業被害については県の林業部局や県林業技術総合センターで調査を行っている。議事(2)のニホンジカ管理事業実施計画書の7ページ、説明を省いてしまったが、林業技術総合センターで植栽放棄地での防鹿柵設置による天然更新調査を行っている。

また、資料の30ページにあるとおり、植生指標の調査も行っており牡鹿半島地域を中心に県内数箇

所で森林の衰退具合，あるいは回復具合を調査している。

また，林業被害の状況については水産林政部森林整備課が毎年度被害調査を実施しており，資料の5ページに平成19年度以降の推移をまとめている。

近年は非常に被害が多く，令和元年度は約3,900万円，令和2年度は約5,900万円の被害額ということで，金額ベースでは農業被害よりも林業被害の方が大きい。

これは毎年度継続して発生するというよりも，山林を見回したときに発見して，その発見した年の被害額が大きくなるという傾向もあるので農業被害と一概に比較はできないが，非常に大きい被害が発生しているというのは事実としてあり，その現状については調査を実施しているところである。

委員長：他に質問が無いようであれば，ニホンジカについては質疑を終了し，原案のとおり，後日開催予定のニホンジカ部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：では，続いてツキノワグマについて事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：ツキノワグマについて，質問や確認事項はあるか。

早坂委員：以前から何度も申し上げているが，動物は自治体や行政区分によって生息しているわけではなく，ツキノワグマであれば山形県，イノシシであれば福島県，ニホンジカであれば岩手県との県境における情報共有が必要だと考えている。

これは不可避だと思うのだが，そういう他県や他の自治体，或いは全国的な情報共有を今から行う計画があるのか，或いはもう既に行われていて，何らかの会議の場などを持っているのか，そういうことがお分かりになれば教えて頂きたい。

事務局：県境をまたいだ複数県による会議という話だが，少しツキノワグマと話が外れてしまうが，ニホンジカについては平成30年度から環境省東北地方環境事務所に事務局となって頂いて「東北地方ニホンジカ勉強会」というものを立ち上げている。何回か東北各県の担当者が参集して勉強会を開催したが，やはりニホンジカだけではなく，ツキノワグマもあればイノシシも増えているということで，東北地方特定鳥獣勉強会のような形にできないかという話も少ししたことがあった。

ただ，令和2年度以降はコロナの関係で勉強会は中止となっており，今年度も今のところは開催の連絡は来ていない。

また，ニホンジカに関しては農林水産省が主体になって，気仙沼市や岩手県陸前高田市といった岩手，宮城県境の沿岸部のニホンジカ対策について会議が開催されたことがある。

その他，野生鳥獣全般に関する情報交換については，年に1回，北海道・東北地方の自然環境部局が参集するブロック会議があり，その中で各道県の抱えている課題等について質問を行ったり，各道県の取組について情報共有を行っているが，こちらも昨年度は中止となっている。

現状では，ツキノワグマに特化した会議の場などは設けられていないが，先ほどご説明した環境省の勉強会が再開されれば，そういった場も活用しながら，各県との情報共有を図っていきたいと思う。現状では一同に会する会議のようなものは開催が難しいところであるので，御意見として賜るということで御了承頂ければと思う。

委員長：他に何かあるか。

相澤委員：錯誤捕獲についてお伺いしたい。

くくりわなにかかることも当然あると思うが、おそらくイノシシ用の箱わなに入る個体が多いのではと思っている。箱わなの場合は餌付けして捕獲することになるので、誘引餌に餌付いている個体が多いのでは。イノシシ捕獲をする際に、できるだけツキノワグマが餌付かないように工夫をしたり、脱出口を閉めている捕獲者もいるので、捕獲者自身が危険だということもあるが、そういったところの周知を改めてする必要があるのではと思っている。

また、くくりわなもサイズの大きいものを設置している人がいるかもしれないので、その点についても捕獲従事者が危険にさらされないよう、周知していく必要があると思うがいかがか。

事務局：錯誤捕獲の関係については、昨年度から色々詳しい状況を把握し始めたところで、まだデータ収集中という面もあるのだが、令和2年度の状況について説明させて頂くと、猟具はくくりわなが圧倒的に多く、箱わなは少ない。

県内でイノシシ捕獲用の箱わなを設置する場合、ツキノワグマの生息域ではほとんど脱出口が備えてあるので、仮に入ったとしても大抵の場合は脱出口から出て行くのであまり問題にはなっていない。ただ、餌付いてしまうと脱出口から出入りするようになってしまうという問題がある。

また、くくりわなについては、当県では第12次鳥獣保護管理事業計画において、有害鳥獣捕獲の場合でも狩猟と同じ規制をしている。そのため、12cmを超えるようなくくりわなは原則として使用されていないが、長方形タイプのものであれば長辺は12cmを超えることになる。また、狩猟者から話を聞くと、くくりわなの端を踏んで爪先だけかかってしまうといった事例もある。くくりわなによる錯誤捕獲を完全に防ぐのは難しいが、最近はクマ類が錯誤捕獲されにくいくくりわなも数種類発売されているので、特に錯誤捕獲が多く発生しているような地域においては、そういったタイプのくくりわなの情報提供などを通じて、錯誤捕獲が起きないような体制作りを進めていければと考えている。

委員長：他に何かあるか。

大槻委員：3点ほどお伝えしたい。1点目が資料について、2点目は錯誤捕獲について、3点目が要望、提案について。

議事(4)の21ページで円グラフがあるが、これはイノシシの捕獲時に錯誤捕獲された動物という認識で間違いないか。

事務局：そのとおり。

大槻委員：その内訳が、例えばカモシカ14頭ということか。

事務局：そのとおり。

大槻委員：この円グラフでは、ツキノワグマは3頭となっているが、先ほどの錯誤捕獲の説明と頭数が合っていないのでは。

事務局：議事(4)は指定管理鳥獣捕獲等事業の説明資料になっている。捕獲の枠組みは狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業に大別されるが、その中の、県が事業主体となって実施した令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した中で発生した錯誤捕獲の件数ということで御理解を頂きた

い。

大槻委員：円グラフの内容については了解した。

全体の錯誤捕獲発生件数だが、令和2年度のツキノワグマ有害捕獲数が279頭、そのうち178頭が錯誤捕獲されている。議事(2)ハの15ページに蔵王町の捕獲数が記載されているが、ツキノワグマの生息数が多い地域とはいえ、47頭のうち32頭が錯誤捕獲というのは多すぎるのではないか。蔵王町は昨年度も錯誤捕獲が多かったと記憶しており、このような捕獲を繰り返していれば、この地域からツキノワグマがいなくなってしまうのではないかと危惧している。

わなの設置方法など、蔵王町に実際に見に行っているのか。

事務局：自然保護課として現場に行ったことはない。

大槻委員：自分なら気になって仕方が無い。必ず見に行く。錯誤捕獲を繰り返して法令遵守もされていないので、きちんと指導をして頂きたい。

3点目の要望、提案だが、やはり鳥獣行政の担い手として、猟友会に頼る時代はもう難しいのではないかと考えている。的確な判断や施策を立案できる高い専門性を持った人材を登用すべきではないか。早くから放獣体制等が整備されている長野県、島根県や兵庫県では、そういう専門家がきちんと配備されている。東北でも2年ほど前から秋田県がツキノワグマの専門家を雇用して自然保護課内に対策チームを発足させた。

このような試みを宮城県でも是非取り入れて欲しいし、そういうことの必要性について計画書でも言及して頂きたいと思う。

事務局：先ほどの現場確認の件だが、当方の説明が不足していて語弊があったら大変申し訳ない。自然保護課の担当職員が直接現場に行くということはなかなか無いが、県庁の組織として各地方に出先の機関がある。蔵王町であれば大河原地方振興事務所が管轄しており、現場には必要に応じて事務所担当者が立ち会いを行っている。その中で、錯誤捕獲が繰り返し発生しているような場所ではくくりわなを箱わなに変更したり、場所を移設したり、あるいはツキノワグマが誘引されにくいエサに変えるなど、そういった指導をしているところなので、その点は御理解を頂きたい。

また、人材育成については、お話のとおり現状は猟友会の協力が非常に大きい。猟友会をはじめとした狩猟者の理解や協力が無いと対策は進んでいかないところではあるのだが、一つの制度として環境省が認定鳥獣捕獲等事業者という仕組みを作っている。

これは一定以上の技量や体制を持った組織を県が認定するという制度になり、宮城県猟友会も認定を受けているところではあるが、猟友会会員全員ではなく、会員の中でも所定の研修を受講した人が所属するような組織体制になっている。そのほか、民間業者も2者が認定鳥獣捕獲等事業者に認定されており、こういう仕組みも活用しながら、狩猟をはじめとした野生動物管理の担い手育成を進めているところ。

大槻委員：もう一点だけお願いしたい。

昨年度のツキノワグマ捕獲数は200頭を超えたが、一昨年度も200頭以上の捕獲数となっている。複数年連続して捕獲上限を超過したが、今年度はどうするのか。今年度も200頭を超過するのは捕獲数が多すぎるのでは。

今年度の捕獲数の現状は把握しているのか。

委員長：この点については、県で取扱いが決まっているのでは。

事務局：ツキノワグマ捕獲数については毎月集計を行っており、最新の数字は7月末時点で取りまとめている。仮に今年度の捕獲数が200頭を超える、もしくはその恐れがある場合には、当委員会のツキノワグマ部会において狩猟の自粛要請を行うかどうか検討をすることとなっているので、そういう事態になった場合はツキノワグマ部会に諮る形になる。

大槻委員：狩猟はもともと数頭レベルの捕獲しかなく、あまり影響はないので、狩猟で捕獲するのはかまわないと思っている。ただ、今の段階で捕獲をストップしないとまた同じようなことの繰り返しになるので、錯誤捕獲が発生しないように、また有害捕獲数がこれ以上増えないように対策を講じて欲しいと思う。

事務局：今のこの場で、錯誤捕獲をなくす、或いは減らすための特効薬のようなものは思いつかないが、6月に市町村の担当者を集めた会議を開催した。会議室とオンラインを組み合わせた会議だったが、そこでも先ほど説明したような錯誤捕獲が発生しにくいわなの紹介などをさせていただいたので、市町村が実施する有害捕獲での錯誤捕獲を減らしていけるよう、情報提供などの支援を行っていきたいと考えている。

委員長：他にはどうか。

平田委員：哺乳類学会で錯誤捕獲に関するワーキンググループの座長を務めている。錯誤捕獲に関しては各都道府県とも十分にデータを取っていない中で、実態を調べて頂いたということにはお礼を申し上げたい。

先ほどから議論が上がっている錯誤捕獲だが、これは錯誤捕獲といっても最終的に殺処分となった頭数のはず。これが多いか少ないかというのは、毎年難しいとしてもモニタリング調査を実施して、県全体及び地域的に増えているのかどうかきちんと調べてツキノワグマ部会で審議して頂ければと思う。

それから早坂委員から御指摘のあった情報共有も非常に重要。農林部局や環境部局それぞれで、東北農政局或いは東北地方環境事務所単位での会議があると思うし、全国会議もあるので、是非そういう機会も使って頂ければ。また他県では、こういう委員会でオブザーバーとして隣県に声かけをしているところもあるので、東北の中で宮城県は非常に影響力の強い県の一つなので、もし余力があれば隣県に声かけして頂くようなことも御検討頂ければ。

錯誤捕獲をどうすれば抑制できるか、発生した際にどのように対応すればいいのかというのは、おそらく今後の研究で新しい技術も開発されていくと思うので、そういう点についても学会や有識者と連携して頂きたい。錯誤捕獲された動物を放獣する際に放獣者が怪我や死亡するという事故も残念ながら発生しているので、地域の環境や地域住民の方々それぞれにとって適切な方法というのを、この委員会や部会で議論を進めていただければと思う。

委員長：他に質問が無いようであれば、ツキノワグマについては質疑を終了し、原案のとおり、後日開催予定のツキノワグマ部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：では、続いてニホンザルについて事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：ニホンザルについて、質問や確認事項はあるか。



早坂委員：ニホンザルに関する各種データの2ページ目だが、七ヶ宿町での被害が減って加美町と白石市の被害が増えたという説明があったが、七ヶ宿町と加美町では令和元年度に比べて令和2年度の被害は激減している。地域的に考えれば、ニホンザルがいなくなったとは思えない。なので、ここは耕作を放棄したのではないかと考えられるが、もし本当に七ヶ宿町や加美町の被害額が減少したのであれば、それがどういう要因によるものなのか詳細な分析を行って、例えば白石市など被害が増加している地域に対して、その方策を自然保護課から伝えるということはしているのか。

なぜ被害額が減少したのか、その分析についてお伺いしたい。

事務局：加美町に関しては、令和元年度に宮崎B群という群れをほぼ全て捕獲したところ、その後の被害が一斉に減ったという形になっており、この群れが当該地域における加害群であったのだろうという推測はされている。

ただ、他の群れも捕獲してしまった恐れがあるということで、群れの消失につながるような一斉捕獲に関しては当県の保護管理計画の観点からは控えて頂きたいという説明を令和2年度に行った。令和2年度の白石市の被害実績についてはまだ分析を行っていないが、50頭の捕獲目標に対して51頭を捕獲しているので、今後被害を抑えられるのかどうかは令和3年度の実績を見ながら改めて説明させて頂きたい。

早坂委員：ニホンザルとツキノワグマについては、イノシシやニホンジカと異なって、管理ではなく保護管理という側面があると思う。

その中で一斉捕獲という表現が出てきてびっくりしたのだが、そうするとポピュレーションが壊滅状態になったということなのか。

事務局：ポピュレーションに関しては、加美は5群存在していて、そのうちの1群について消失が確認されたという形になっている。ただ、他の群れに関しても同様のわなで捕獲された可能性があるということで、完全には個体識別ができないので、全体の頭数としては若干減ってしまっている。

ただ、御指摘のとおり保護計画なので、ニホンザルがいなくなってしまった生息スペースに、山の方に住んでいるニホンザルがエサを取りやすい地域として降りてくるという話も聞いているので、実績としても緩衝地帯として隠れられる草地を作らないという形で、山からニホンザルが降りられないように分断できる地域を作ることによって結果的に被害を防止するというのと、ニホンザルを捕獲しすぎないようにして群れを守っていくということをして市町村にはお願いしている。

早坂委員：ニホンザルについては保護管理であるということを各市町村に訴えて頂きたいので、よろしく願います。

委員長：その他に御意見、御質問はあるか。

辻委員：まず一つは、先ほどツキノワグマのところで報告があったが、堅果類の豊凶調査のデータ、この豊凶調査結果とニホンザル被害をリンクするような体制は現時点では特にないのか。

先ほど確認した限りでは、特にその両者に関係はなさそうではあるのだが、豊凶というものがニホンザルの動きに影響して、このことが被害にも関わっているということは他県でも報告されているので、宮城県でもその情報をリンクさせて、対策に役立てられるようなシステムを作った方がいいのではと思う。

もう一つ、当方は哺乳類学会のニホンザル部会で広域連携に関する話をしているところなのだが、他県では県境をまたいだニホンザルの移動によって被害が拡大しているという事例が幾つか報告されてい

る。

宮城県の場合だと、福島県や山形県と個体群が重複しているところが結構あるので、先ほども意見が出たとおり、他県との連携という点については、今後はこれまで以上に重視する必要があると思われる。

事務局：御指摘に関しては、今後こちらでもきちんと検討し、データの連係や情報共有を図っていきたいと考えている。

委員長：その他には何かあるか。

阿部委員：以前は群れを山の方へ追い上げるということがよく行われていて、奥羽山脈を越えて他県に群れが移動したという話を聞いたこともあったが、今は里と山の間に緩衝帯を整備するということに重点を置いているのか。

事務局：議事（3）の31ページで、追い上げについて検証結果を記載している。数は前よりもかなり減ってきているが平成29年度から令和元年度まで追い上げを実施していた。ただ、追い上げが単発的になってくると一旦は離れるものの一週間程度で戻ってきてしまったり、逃げずに驚くだけでその場から動かないということもあった。

追い上げの効果が薄れつつあり、やはり連続して連日行わないと駄目というところも段々見えてきたので、実際にニホンザルが隠れられないような場所を作った方がより効果的ではないかということで、今は緩衝帯を設置して、ニホンザルがそこに出てくると姿が見えるので、そういう降りてこられない形を作っていく方がより手間がかからず、設置して維持もできるのではないかということで、そちらの実証も併せて行っているところ。

委員長：では、このあたりでニホンザルに関する質疑を終了し、原案のとおり、後日開催予定のニホンザル部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：（異議なし）

議事（3） 各第二種特定鳥獣管理計画の達成状況及び次期計画の策定方針（案）について

委員長：次の議事3、各第二種特定鳥獣管理計画の達成状況及び次期計画の策定方針（案）について、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：今の説明について、質問や確認事項はあるか。

平田委員：まず、イノシシの分布拡大については想像以上に広がると思われるので、管理計画区域は県全体を対象として考えてはどうか。

2点目だが、狩猟期間の延長はニホンジカと合わせて、ニホンジカとイノシシの間で錯誤捕獲が起きないようにするというのも検討頂きたい。また、イノシシやニホンジカをくくりわなで捕獲しようとするると当然錯誤捕獲が発生するので、次期特定計画には錯誤捕獲時の対応について記載を充実させて頂き

たい。

最後になるが、先ほどのニホンザルのところで出てきたが追い払いの効果や人慣れのレベルについて、どのような調査がされているかという点、ニホンザル部会で詳しく話して頂ければいいと思うのだが、ボスザルという用語は今はもう使われていない。ボスザルが行動域を変えているわけではなく、おそらくエサ資源や他の群れといった環境要因で行動域を変えている可能性もあるので、そのあたりについてはニホンザル部会で用語の正確な使い方をして頂ければ。

追い払いや防護柵についても、地域、市町村や県の担当部局で実施されている成果についても管理計画の中で記載して頂いたり、捕獲については農業部局の方が中心になっているので、農林部局に負担がかかりすぎないように、指定管理鳥獣捕獲等事業と農林部局の事業をきちんとすりあわせて頂ければと思う。

事務局：イノシシの管理区域については、原案では5市町増やすということにしているが、御指摘も踏まえてイノシシを対象とした鳥獣被害防止計画を作成している市町村を対象とするなど、区域を改めて見直していきたい。

狩猟期間については、ニホンジカを3月31日まで延長するという点に関しては特段の問題は無いかと考えているが、11月1日に前倒しするという点については、行楽シーズン、例えば紅葉時期と重なることによる狩猟事故の発生が懸念される。また、行政側の都合で申し訳ないが、狩猟者登録の手続も前倒しで実施する必要があるため、そのあたりの兼ね合いも考えながら、関係機関の意見も聞いた上で決めていきたい。

錯誤捕獲については、先ほど説明したとおり記載を充実させて、なるべく実効性のあるような計画にしたいと考えている。

また、市町村が行っている有害鳥獣捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業の連携については、当県の場合は基本的には期間で区分して、お互いすみ分けをしながら実施している。議事（4）で説明するが、指定管理鳥獣捕獲等事業でも相当な数を捕獲しており、比較的うまく連携できているのではないかと考えている。

サルについては、まず1点目のボスザルについては、そういう言葉は今は使っておらず、群れの性質が変わったという形になっている。こちらについては、群れが急に山奥に移動しており、今年度も引き続き調査をしているところなので、その結果を含めてニホンザル部会に上げさせていただいて結論づけたいと考えている。農業被害についても、農作物毎の被害額は把握しているので、それを資料にしてニホンザル部会に諮りたい。

委員長：このあたりで質疑は終了し、原案のとおり、後日開催予定の各部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：（異議なし）

議事（4） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）について

委員長：では、議事4、指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）について、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：今の説明について、質問や確認事項はあるか。  
無いようであれば、原案のとおり、後日開催予定の各部会に委ねることとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：以上で、本日の議事はすべて終了とする。御協力感謝する。  
それでは、事務局に進行をお返しする。

事務局：土屋委員長ありがとうございました。  
その他について、委員の皆様から何かありますか。

村上委員：一つ質問なのだが、村田町にある宮城県クレー射撃場について、改修やリニューアルといった計画はあるか。

事務局：クレー射撃場については、中長期修繕計画というものが作成されており、それによって前年度設計、翌年度工事という流れで、現在は10年間の修繕計画を立てている。ただ、宮城県全体で財源が厳しいことから中々進捗が進まない状況となっているが、リニューアルというよりは今現在の設備の老朽化対策として計画を立てているところ。

村上委員：猟友会というか、当市の鳥獣被害対策実施隊員と話をしている中で、スラッグ弾による射撃というか、要はランニングターゲットでのライフル射撃練習ができないかという要望を頂いている。  
猟友会でも要望をしているという話を聞いているが、やはり猟場に行くとき動いているものを撃ったり、銃による特性もあつたりして、安全性や事故防止の観点からも訓練が必要になってくるということを知りてきたので、予算が厳しい中で大変恐縮だが、そういった施設整備も御検討いただきたいということで話を伺ってきたので、御要望としてお伝えしたい。

事務局：ただ今の件は、御要望ということで承る。  
では事務局から今後のスケジュールについて連絡させていただきます。  
8月18日水曜日にイノシシ部会を、20日金曜日にニホンジカ部会を、24日火曜日にツキノワグマ部会を、25日水曜日にニホンザル部会を開催し、本日の議事(2)、(3)及び(4)について改めて審議して決定いたします。  
また、次期各特定鳥獣管理計画案を審議するため、12月頃を目途に当委員会及び各部会を開催する予定としております。  
なお、本日の議事録については、出席いただいた委員の皆様にご確認いただいた後、送付させていただきます。  
以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了いたします。  
委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。